

令和3年（ネ）第2603号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求控訴事件

控訴人（原審原告） 半澤一宣

被控訴人（原審被告） 西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、及び  
九州旅客鉄道株式会社

## 準備書面（4）（被控訴人ら共通）

令和3年11月1日

東京高等裁判所第4民事部二係 御中

被控訴人ら訴訟代理人

弁護士

弁護士

本準備書面は、甲58ないし甲63に対し、被控訴人らが共同して必要な範囲で反論を行うものである。

なお、本準備書面における用語は、準備書面（1）（被告ら共通）における定義に従うものとする。

1 甲 58 ないし甲 63 は、新幹線の車両に設置された喫煙ルームから人が退出する際に中から外への気流が発生していることを証明するものではないこと

控訴人は、「人が新幹線列車内の喫煙ルームから退出する際、喫煙ルームの中から外へと向かう気流が発生することを、紙吹雪で可視化するために行った実験の動画」（控訴人の証拠説明書（その 6）の甲 58 にかかる立証趣旨）と称する甲 58 ないし甲 63 の動画をもって、被控訴人らが運行している新幹線の車両に設置された喫煙ルームから人が退出する際に中から外への気流が発生していること、ひいては当該喫煙ルームが技術的基準①に適合していないことを主張立証しようとするようである。

しかしながら、控訴人は、甲 58 ないし甲 63 の動画において、喫煙ルームの出口に向かって立った状態で、自らの体の前側に紙片（控訴人が「紙吹雪」と称するもの。）を落下させ、それと同時に又はその後速やかに喫煙ルームの出口から退出するという動作を行っているところ（なお、当該動画からは、具体的な動作の内容は明らかではない。）、控訴人が喫煙ルームの外に出たと主張する紙片は、控訴人の体に押し出される形で、又は控訴人の体に付着したものがその後落下することにより喫煙ルームの外に出た可能性が極めて高い。この点については、甲 58 ないし甲 63 の動画において、①控訴人が落下させた紙片のほぼ全てが喫煙ルーム内に落下していること（仮に、喫煙ルームの中から外への気流が発生しているとすれば、その紙片のほぼ全てが喫煙ルーム内に落下することはないはずである。）、さらには、②喫煙ルームの外に落下している紙片の一部については、控訴人の動作により生じ得る気流の影響とは到底考えられない程度にまで喫煙ルームの出口から離れた箇所に落下していることから明らかである。

2 被控訴人らが煙草の煙の流れを撮影した乙5ないし乙7から、新幹線の車両に設置された喫煙ルームから人が退出する際に煙草の煙が中から外へ流出するような気流が発生していないことは明らかであること

被控訴人らは、新幹線の車両に設置された喫煙ルームから人が退出する際の煙草の煙の流れを確認したが（乙5ないし乙7）、喫煙ルームの出入口が閉まった状態においては、煙草の煙は灰皿の周辺及び喫煙ルームの上部に設置された吸煙口（乙2〔3頁〕、乙3〔3頁〕、乙4〔5頁〕）から絶えず吸い込まれ、そのような状態は、喫煙ルームの出入口が開き、人が退出したことによっても影響を受けないことが明らかになった（なお、控訴人が甲58ないし甲63の動画において使用していた紙片は、煙草の煙とは異なり、空気中に滞留せずに地面にすぐに落下するため、当然のことながら、これらの吸煙口から吸い込まれることはない。）。

したがって、煙草の煙を用いることにより喫煙ルームから人が退出する際の気流をより正確に確認した乙5ないし乙7の動画によれば、喫煙ルームから人が退出する際に煙草の煙が中から外へ流出するような気流が発生していないことは明らかである。

### 3 結語

以上より、甲58ないし甲63の動画にかかわらず、被控訴人らが運行している新幹線の車両に設置された喫煙ルームが技術的基準①に適合していることは明らかである。

以 上